

17 サービス収入の内訳

- ここでいう「サービス収入」とは、13・15ページ掲載の表に記載されている「サービスの種類」による収入をいいます。
- 調査票第1面の10欄「①売上(収入)金額」に記入した売上高のうち、「内容例示等」を参考に当てはまるものすべてについて「サービスの種類」別に「売上(収入)金額」を記入してください。
- **金額で記入できない場合は、調査票第1面の10欄「①売上(収入)金額」を100(%)とした割合(小数点以下四捨五入)**で記入してください。
- 事業を行っているものの、サービスの種類に対応する売上(収入)金額がない場合は、「0」万円又は「0」%と記入してください。

事業別内訳は、調査票第1面11欄「事業別売上(収入)金額」の事業別内訳〔⑦、⑨、⑮、⑱、⑲〕に対応しています。
 ※事業別内訳〔⑦、⑮、⑱、⑲〕は、分類表「サービスの種類」に記載のないサービスに係る収入については記入不要です。

事業別内訳	サービスの種類	番号	内容例示等
⑨ 飲食サービス事業の収入	店舗内飲食サービス (給食サービスを除く)	1	客の注文に応じて、店舗内で調理した各種飲食物品を、その場で飲食させるサービス 【内容例示】 ○食堂・レストラン・バー・喫茶店等が店内で提供する飲食サービス ○ホテルのルームサービス ○学生食堂(注文に応じて調理している場合) × 食堂・レストラン・バー・喫茶店等におけるテイクアウト ⇒ 「2 持ち帰り飲食サービス」 × 食堂・レストラン・バー・喫茶店等における出前 ⇒ 「3 配達飲食サービス(給食サービスを除く)」 × 学生食堂・社員食堂における学校・会社等からの委託料 ⇒ 「4 給食サービス(学校向け)」 「6 給食サービス(その他)」 × 結婚式サービスに含まれる食事代 ⇒ 「7 結婚式サービス」
	持ち帰り飲食サービス	2	客の注文に応じて、店舗内(車両等を含む。)で調理した各種飲食物品を、持ち帰ることができる状態で提供するサービス 【内容例示】 ○食堂・レストラン・バー・喫茶店等におけるテイクアウト ○持ち帰り弁当(客の注文を受けて調理したもの) ○移動販売(客の注文を受けて調理したもの) × 持ち帰り弁当(作り置きしたもの) ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑤小売の商品販売額」に該当 × 移動販売(作り置きしたもの) ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑤小売の商品販売額」に該当
	配達飲食サービス (給食サービスを除く)	3	客の注文に応じて、事業所内で調理した各種飲食物品を、客の求める場所に配達するサービス 【内容例示】 ○ピザの宅配、仕出し、ケータリングサービス ○個人向けの配食サービス ○食堂・レストラン・バー・喫茶店等における出前 ○デリバリー専門店 × 機内食の調理・配達サービス ⇒ 「6 給食サービス(その他)」
	給食サービス (学校向け)	4	学校から委託を受け、継続的に生徒・教職員などに調理した飲食物品を提供するサービス 【内容例示】 × 生徒・教職員が個人で負担する学生食堂の食事代 ⇒ 「1 店舗内飲食サービス(給食サービスを除く)」 × 学校行事等の一時的に提供する飲食物品の配達サービス ⇒ 「3 配達飲食サービス(給食サービスを除く)」 × 学校が学生から受取る給食代 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑮教育、学習支援事業の収入」に該当
	給食サービス (医療・福祉施設向け)	5	医療・福祉施設から委託を受け、継続的に患者・施設利用者などに調理した飲食物品を提供するサービス 【内容例示】 × 患者・施設利用者が個人で負担する食堂の食事代 ⇒ 「1 店舗内飲食サービス(給食サービスを除く)」
	給食サービス (その他)	6	その他の給食サービス 【内容例示】 ○社員食堂での会社からの委託料 ○機内食の調理・配達サービス × 社員が個人で負担する社員食堂の食事代 ⇒ 「1 店舗内飲食サービス(給食サービスを除く)」
⑮ 生・娯楽関連事業の収入	結婚式サービス	7	挙式、披露宴(二次会等も含む。)などの婚礼のための施設・サービスの提供を含む複合的なサービス ※挙式又は披露宴と一体的に提供されるブーケ・会場装花、貸衣装、美容・着付、写真・動画、引き出物、司会、演出などを含みます。 【内容例示】 × 単独のサービスとして提供する飲食サービス ⇒ 「1 店舗内飲食サービス(給食サービスを除く)」 × 単独のサービスとして提供する貸衣装 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑱物品賃貸事業の収入」に該当 × 単独のサービスとして提供する写真撮影 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑲学術研究、専門・技術サービス事業の収入」に該当

事業別内訳	サービスの種類	番号	内容例示等
⑦ 不動産事業の収入	住宅賃貸サービス	8	住宅賃貸サービス ※旅館業法の許可を受けていない下宿サービスを含みます。 【内容例示】 ○学生寮を賃貸するサービス ×下宿サービス(旅館業法の許可を受けているもの) ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「㊸宿泊事業の収入」に該当
	非住宅用建物賃貸サービス (収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービスを除く)	9	非住宅用建物又はスペースを賃貸するサービス (収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービスを除く。) 【内容例示】 ○事務所、店舗用建物・スペース賃貸 ○物流施設・スペース賃貸 ○シェアオフィス(月又は年単位で賃貸するもの) ×スポーツ施設提供 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「㊹生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当 注:会議室・ホール等を時間又は日数単位で賃貸するサービスは、それぞれ以下のとおり分類する。 ×シェアオフィス、会議室賃貸 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「㊸不動産事業の収入」に該当 ×劇場式ホール賃貸 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「㊹生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当 ×集会場、多目的ホール賃貸 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「㊸上記以外のサービス事業の収入」に該当
	屋外広告スペース提供サービス	10	屋外の広告スペース(看板、横断幕、電柱、アドバルーンなど)を提供するサービス 【内容例示】 ○デジタルサイネージ、ポスター等の掲示場所の提供 ○チラシの設置場所の提供 ○アドカー、アドサイクル、広告用飛行船 ×駅、鉄道車両、バス停、バス、港、船舶、空港、航空機などの広告スペースの提供 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「㊸運輸、郵便事業の収入」に該当
⑩ 学術・研究・専門・技術サービスの収入	フランチャイズ運営サービス (関連する商標の使用許諾サービスを含む)	11	ロイヤリティ等を対価として、フランチャイザーがフランチャイジーに提供する商標の使用、ノウハウの利用、経営指導等のサービス 【内容例示】 ×著作権管理事業者が行う著作権等管理サービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「㊸学術研究、専門・技術サービス事業の収入」に該当
⑨ 上記の事業以外の収入のサービス	各種団体・組合における賦課金・会費収入	12	各種経済、労働、学術・文化団体及び協同組合における経営指導、情報提供サービス 【内容例示】 ○協同組合の組合員に対する賦課金 ○入会金、会費(会員に対し一切の情報提供を行っていない場合は「13 寄付金、補助金、運営費交付金等」に該当する。) ×寄付金、補助金、運営費交付金 ⇒ 「13 寄付金、補助金、運営費交付金等」 ×観光協会の会費 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「㊸運輸、郵便事業の収入」に該当 ×土地改良区の賦課金 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「㊸農業、林業、漁業の収入」に該当
	寄付金、補助金、運営費交付金等	13	寄付金、補助金、助成金、運営費交付金など事業活動によって得た収入以外の収入 【内容例示】 ○会社以外の法人の受取利息・配当金収入 注:会社の場合、給付金、補助金などの営業外収益は「売上(収入)金額」に含めませんので、「13 寄付金、補助金、運営費交付金等」の記入は不要です。

備考

令和7年1月から2月まで改装のため休業

備考

- 令和7年に休業期間があった場合など、事業活動について通常と異なることがあれば記入してください。